使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら

Q１　いつからですか？

Ａ１　**令和8年4月1日**です。

Q２　対象の施設はどこですか？

Ａ２　次の施設です。

立山市民運動場	長崎市営ソフトボール場	東望山運動場	長崎東公園運動場
田中町ソフトボール場	香焼総合公園運動場	元宮公園運動場	外海総合公園運動場
岳路運動公園運動場	琴海北部運動公園運動場	琴海中部運動公園運動場	琴海南部運動公園運動場

Q３　金額はどうかわりますか？

Ａ３　（施設の料金）

改正前（現在）	改正後
2時間　356円	**1時間**　350円

（夜間照明設備の料金）

改正前（現在）	改正後
2時間　1,927円	**1時間**　1,240円

※現在は2時間単位での予約・利用ですが、改正後は1時間単位での予約・利用が可能になります。

Q４　なぜ使用料をあげるのですか？

Ａ４　原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補ってます。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。**皆様のご理解をお願い申し上げます。**

令和6年度の実績で見ると、、、

施設の維持の費用（コスト）37,847千円
（人件費、修理費、委託費、電気代等）

赤字（不足額）35,498千円
（税金による補てん）

使用料収入2,349千円
（利用件数2,860件）

改定により、赤字部分の一部を利用者（受益者）にご負担いただきます。

受益者による負担の原則とは？

『**税金から補う**』ということは、施設を使わない人を含めた**すべての市民で負担する**ということです。
施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保（左図の黄色と赤色の割合を是正）するために使用料を改定いたします。

（問い合わせ先）長崎市土木総務課
☎　095-829-1162（直通）

使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら

Q１　いつからですか？
A１　**令和8年4月1日**です。
Q２　対象の施設はどこですか？
A２　次の施設です。

元宮公園庭球場

Q３　金額はどうかわりますか？
A３　次のとおりです。

区分	改正前（現在）	改正後
一般	**2時間**　419円	**1時間**　410円
小中高生	2時間　209円	
夜間照明設備	**2時間**　838円	**1時間**　500円

※小中高生は一般と統一します。

※現在は2時間単位での予約・利用ですが、改正後は1時間単位での予約・利用が可能になります。

Q４　なぜ使用料をあげるのですか？

A４　原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補ってます。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。
皆様のご理解をお願い申し上げます。

受益者による負担の原則とは？
『**税金から補う**』ということは、施設を使わない人を含めた**すべての市民で負担する**ということです。
施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するために使用料を改定いたします。

（問い合わせ先）長崎市土木総務課
☎　095-829-1162（直通）